

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 計量器の定期検査を実施する件 一五三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 一五四
- 林業種苗法により生産事業者の登録をした件 一五四
- 道路の区域を変更する件 一五五
- 道路の供用を開始する件 一五五
- 地方税法により特約業者の指定を取り消した件 一五五

## 告 示

**福島県告示第三百三十一号**  
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
 令和八年五月一日

一	計量法第二十一条第二項の規定により、 福島県知事 内 堀 雅 雄		
検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
耶麻郡猪苗代町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおも	六月二日 午後二時三〇分から 午後三時一五分まで	中ノ沢体育館
		六月三日 午前九時三〇分から	猪苗代町役場

同 郡北塩原村	喜多方市	喜多方市	河沼郡湯川村	喜多方市	喜多方市	喜多方市
---------	------	------	--------	------	------	------

り

午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	六月四日 午前九時三〇分から 午前一〇時一五分まで	北塩原村役場コミュニティセンターホール	同 午前一一時一五分から 午前一二時まで	六月九日 午前一一時から 午前一二時まで	喜多方市高郷総合支所	同 午後二時から 午後三時三〇分まで	喜多方市山都体育館	六月一〇日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	湯川村役場	同 午後一時三〇分から 午後四時三〇分まで	喜多方市塩川体育館	六月一日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	磐梯町民体育館	六月一六日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで	喜多方市厚生会館
-----------------------------	---------------------------------	---------------------	----------------------------	----------------------------	------------	--------------------------	-----------	----------------------------------	-------	-----------------------------	-----------	------------------------------	---------	--------------------------------	----------

喜多方市、耶麻郡北塩原村、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、及び河沼郡湯川村	検査区域	対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日 一〇月二三日から一二月二二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午後一時から午後四時まで	同
					六月二二日から七月二一日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	六月一八日 午後一時三〇分から午後四時まで	六月一九日 午前九時三〇分から午前一一時三〇分まで	喜多方市熱塩加納体育館

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

（計量検定所）

**福島県告示第三百三十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、泉崎村土地改良区から令和八年四月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十二日認可した。

令和八年五月一日

福島県知事 内堀雅雄  
（農村計画課）

**福島県告示第三百三十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八沢干拓土地改良区から令和八年三月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二十三日認可した。

令和八年五月一日

福島県知事 内堀雅雄  
（農村計画課）

**福島県告示第三百三十四号**

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、登録をした生産事業者は次のとおりである。

令和八年五月一日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地	登録年月日
福島県五八三	菅野 樹彦 南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内五五番地	幼苗の育成	南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内五五番地	令和八年四月一四日

（森林整備課）

**福島県告示第三百三十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 浪江線	南相馬市小高区川房四 ツ栗九六番一地从先から 同 市小高区川房四 ツ栗二七番一地从先まで	変更前 変更後	一一・二一 一九・二	二四〇・〇 二四〇・〇
		変更後	一一・二一 三三・九	二四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和八年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道福島保原線	伊達市保原町上保原字大久保四番 一、二地先から 同 市保原町上保原字久シ原一 番地先まで	令和八年五月一日

(道路計画課)

公 告

公告第五百五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

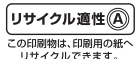
令和八年五月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所	指定取消年月日
		福島県知事 内堀 雅 雄	

有限会社星商店	星 正 智	の所在地 南会津郡南会津町山口字 村上八三六番地の一	令和八年二月一八 日
---------	-------	----------------------------------	---------------

(税 務 課)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福 島 県 報  
印刷所 株式会社 第一 印刷